

# 水戸市立酒門小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日 改定

## はじめに

いじめの問題解決にあたっては、いじめの「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」が重要です。その実現のためには、学校、保護者、地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応ができるよう、常に体制の整備を図る必要があります。

本校は、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進していくために、この「いじめ防止基本方針」を策定します。

## 1 いじめに関する本校の基本認識

### いじめの定義

- 「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 基本理念

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わない、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。（同第3条参考）

### いじめの禁止

- 児童は、いじめを行ってはならない。（同第4条）

### 学校及び教職員の責務

- いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するとともに再発防止に努める。（同第8条参考）
- 年度初めに、水戸市立酒門小学校「いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、定期的に「いじめ」に関する職員研修を実施する。

## 保護者の責務

- ・ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。(同第9条参考)

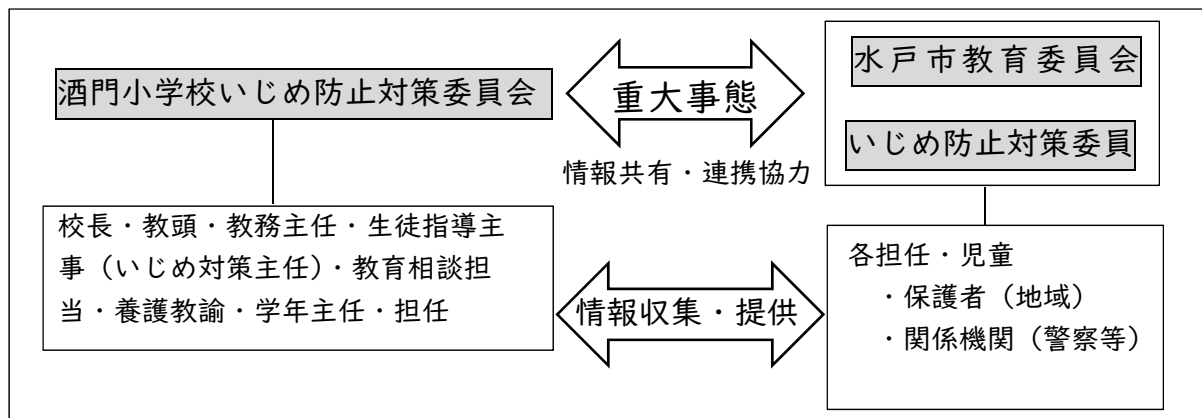
## 2 いじめ問題に取り組むための校内組織

### 校内情報共有体制

- ・ 「報告・連絡・相談・確認・記録」の徹底をする。特にけが、いじめ（疑いを含む）に関することは速やかに管理職に報告する。

### いじめ防止対策委員会の位置づけ

- ・ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（いじめ対策主任）・教育相談担当・養護教諭・学年主任、担任からなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回程度及び必要に応じて臨時に開催する。
- ・ 毎月実施の「学校生活アンケート」の結果をもとに該当児童等と面談をする。内容の情報共有を図り、必要に応じていじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。尚、いじめについての情報は、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校職員が共有するようにする。
- ・ いじめ防止等の取組状況を踏まえ、毎年度、「いじめ防止基本方針」の点検・見直しを図る。
- ・ 相談や通報、指導の経過等や、「いじめ防止対策委員会」の会議内容を記録し、整理・保存（原則として、当該事案が終了した翌年度から5年間）する。



### いじめ対策主任（生徒指導主事）の主な業務

- ・ いじめ防止対策委員会の運営と会議結果を全職員へ周知する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 教職員の相談窓口となり、必要に応じて助言する。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連絡調整をする。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎをする。
- ・ いじめ対策の全体計画や応答マニュアルを立案する。

### 3 いじめを未然に防止するために

#### 児童に対して

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校や学級のルールを守ることで規範意識の醸成に努める。
- ・ 基礎・基本の学習内容の定着を図りながら、児童が主体的に考え分かる授業にするための授業改善に努める。
- ・ 道徳の時間や学級指導を通して「思いやりの心」や児童一人一人がかけがえのない存在「命の大切さ」に気づけるように豊かな心を育む。
- ・ 児童が、「いじめは絶対に許されない行為である」との認識がもてるように学校全体の活動を通して指導する。
- ・ 「いじめ」を見て見ないふりをするのは「いじめ」を深刻にすることや、「いじめ」を見たら、先生や親、友達に知らせたり、止めたりする大切さについて指導する。また、指導の際には、「いじめ」を知らせることは正しい行為であることも加えて伝える。
- ・ さかまるくん相談窓口（校内オンライン相談窓口）の利用について年度初め、学期初めに伝える。

#### 教職員に対して

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、一斉指導から児童主体の考える授業への改善及び実践をする。
- ・ 思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童・保護者に情報発信する。
- ・ 日頃から児童に寄り添い、児童の小さなサインや生活の変容に気付けるように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- ・ 問題を一人で抱え込まないように組織で対応する体制づくりをする。
- ・ 教職員の不適切な発言や指導を防ぐためのコンプライアンス研修を実施する。
- ・ 年度当初には、全職員で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

#### 学校全体として

- ・ 毎月実施している「学校生活アンケート」の結果やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携から得た児童の変容等を、教職員全体で共有する。
- ・ 各学年の発達段階に応じた人権教育（人権教室、人権メッセージへの応募など）や11月の人権週間において実施する取組みを、人権感覚を高める機会とする。
- ・ 学校保健安全委員会等学校の教育活動の様々な場面で命の大切さについて取り上げる。
- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関と連携して情報交換をする。

## 保護者や地域に対して

- ・ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを、学年だより、PTA 総会、新入生保護者説明会、PTA 連絡協議会、学校運営協議会等で伝え理解を得るとともに協力を依頼する。

## 4 いじめの早期発見・早期対応について

### いじめの早期発見

#### ☆ いじめのサイン

- いじめの早期発見のため、日常的に全職員による校内巡視を行い、児童の変容を注意深く観察し、情報の収集に努める。

#### ☆ いじめの発見

- 日常の観察から「変化」に気づく

- |              |         |             |              |
|--------------|---------|-------------|--------------|
| ・交友関係        | ・体調や表情  | ・服装の乱れや言葉遣い | ・欠席（遅刻・早退）状況 |
| ・持ち物の紛失及び持ち物 | ・金銭の使い方 |             | ・保健室への訪問回数   |

- 本人・保護者の訴えから「変化」に気づく

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ・SOS相談窓口の開設（さかまるくん相談窓口） | ・定期的なアンケート調査の実施     |
| ・教育ダッシュボード「こころの健康観察」の活用 | ・いじめ相談窓口の周知（関係団体発信） |
| ・教育相談の利用                | ・家庭訪問（個人面談）         |

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの助言から「変化」に気づく

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報共有 |
|-------------------------------------|

### いじめの早期対応

#### ☆ 予防的介入

- いじめのサインに気づいたら、組織で対応し、大きな問題に発展しないよう速やかに予防的介入をする。
  - ・ 「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
  - ・ 教育相談においては、秘密厳守を基本とし担任等が児童の精神的支えとなるよう支援する。
  - ・ 学級活動等で、「いじめに関する話題」を取り上げ全体的な指導に当たる。
  - ・ 教職員と児童との触れ合いの時間を大切にして、安心して生活できる学級づくりに努める。

#### ☆ 共感的理解

- 本人・保護者等からいじめの訴えがあった場合には共感的に理解する。
  - ・ 本人の苦痛を親身になって聞くなど児童の気持ちに寄り添うようにする。
  - ・ いじめが解決するまで、最後までしっかり守ることを伝える。
  - ・ 秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど安心感をもてるようにする。
  - ・ 事実解明といじめ解決においては、児童及び保護者の了解を得るとともに学校に求めている

ことを明確にして対応するようにする。

- ・ 特に保護者の訴えに対しては、担任の他に学年主任、生徒指導主事、必要に応じて管理職が同席するなど複数で対応する。

#### ☆ 事実関係の明確化

- いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し事実関係を明らかにする。
  - ・ いじめを制止し、事実関係が明らかになるまで関係児童全員をその場に残すようにする。
  - ・ 必要に応じて他の職員の応援を求め、いじめの事実関係を5W1Hの視点で「具体的な行動や言葉」など確認する。
  - ・ できる限り迅速に関係児童個々の教育相談を実施し、事実関係の再確認をする。

#### ☆ 加害児童・保護者への対応

- 個々の教育相談で把握した事実関係をもとに保護者に伝えるようにする。
  - ・ 保護者に連絡し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方について改善を求めるようにする。
  - ・ 加害児童に対して反省を促すように指導し、自ら謝罪したいという気持ちになるよう個別の関わりを継続的にもつようにする。
  - ・ 加害児童の問題行動の背景についても目を向け、抱えている問題がないかなど児童が二度といじめを行わない継続的指導及び支援体制をつくる。
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育相談を実施する。
  - ・ 被害児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて被害児童が使用する教室以外の場所において加害児童が学習を行うなどの、接触を防ぐ措置を講じる。

#### ☆ 被害児童・保護者への対応

- 家庭訪問し、把握した事実関係をもとに「いじめの概要」を説明した上で、被害児童が辛い思いをしたことについて謝罪する。
  - ・ 加害児童及び保護者への指導内容を伝え、二度といじめが起こらないように学級全体の指導徹底を約束する。
  - ・ 定期的な個別面談や学校生活について家庭連絡をし、心のケアに努めるようにする。
  - ・ 安心して学校生活を送れるように、複数教員で学級づくりに関わるよう約束する。
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育相談を実施する。

#### いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への指導

- いじめの問題について話し合う機会を設けるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であり、根絶しようとする態度を育成する。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、「いじめと同様」であることを児童一人一人が理解できるように繰り返し指導する。

#### ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報共有するとともに、教育委員会や警察等と連携して対応策を講じ、当該いじめに関わる情報の削除を依頼する。

- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに水戸警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 5 重大事態への対応（同第 28 条参考）

- 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は以下の処置をする。
    - ① 重大事態が発生した旨を、水戸市教委育委員会に速やかに報告する。
    - ② 水戸市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
    - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
    - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
  - 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
  - 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- 
- 学校は、教育委員会と連携し、以下のような対応をする。

### 学校が行う調査

- ① 学校の調査組織（「いじめ防止対策会議」）が事実を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・ 既に学校で先行した調査をしている場合も、「いじめの調査を行う組織」と連携し、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を実施する。  
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
  - ・ 関係者の個人情報に十分配慮するが、必要以上に個人情報保護を理由として説明責任を十分に果たせないということがないように対応する。
  - ・ アンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置を講ずる。
- ③ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）する。
  - ・ いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ④ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。
  - ・ 指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に選任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家等（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）の追加派遣依頼をする。

☆ 問題への対応の流れフローチャート

1 いじめ情報の把握、いじめの発見

発見者・保護者からの訴え → 担任（アンケート） → 学年主任 → 生徒指導主事 → 校長・教頭・教務主任

2 会議の開催

校長命により「いじめ防止対策委員」を招集し、会を開催

3 対応方針の決定・役割分担（いじめられた児童を徹底して守り、見守る体制を整備する。）

- 情報の整理
  - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者等
- 対応方針
  - ・ 緊急度の確認（自殺、不登校・暴行などの危険度）
  - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

4 事実の究明（被害児童 → 周囲児童 → 加害児童の順で聞き取り）

- いじめられている児童（被害者）や周囲の児童からの事情聴取は、場所や時間帯に配慮する。
- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などを配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、該当児童を自宅まで送り届け、保護者に直接説明する。  
※ 注意・叱責に終始しない。単なる謝罪としない。  
被害・加害児童を同室で聴取しない。

- 5 関係機関との連携
- 市教育委員会、いじめ防止対策委員への方向と対応方針の相談
  - 水戸警察署への情報提供と連携協力
  - 医療機関（被害者の心身のケア）
  - PTA 本部役員への報告・相談

- 6 保護者への対応
- <被害児童の保護者>
- ① 家庭訪問し、次の3点を明確に伝える。
    - 正確な事実関係
    - 徹底して児童を守り、支援していくこと
    - 具体的な対応方針
  - ② いじめの全貌が分かるまで、相手保護者への連絡を避けるように依頼する。
  - ③ 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。
- <加害児童の保護者>
- 家庭訪問し、事実関係を時系列で伝え、再度その場で事実関係に相違がないか確認する。
  - 被害児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識できるようにする。
  - 加害児童への指導と変容を伝え、指導に対する理解を求める。

- 5 被害児童への対応
- ◎ 共感的に話を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
  - 自己肯定感の喪失防止と回復のため、児童の良さや優れているところを認め、励ますようにする。
  - 加害児童との今後の付き合い方等について、一緒に考え支援する。
  - 経過の見守りを伝え、定期的面談を行い、不安や悩み解消に努める。
  - ※ 安易な励ましの指導や、原因の一部を指摘する発言は厳禁。

- 5 加害児童への対応
- ◎ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し内省させる。
  - 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認をする。
  - 被害者の辛さに気づかせ、責任転嫁することなく自分が加害者であるとの自覚をもてるようにする。
  - 定期的な関わりや面談を通して成長や良さを認める。

- 5 他の児童への対応
- ◎ いじめは、学級や学年など集団全体の問題とし、教師が生徒ともに本気で取り組んでいる姿を示す。
  - いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権の命を守る立派な行為であることを伝える。
  - 周囲ではやし立てていた者もいじめの関係者であり、被害児童の気持ちを考えさせるようにする。
  - いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなど、集団の意識を醸成する。

## <いじめチェックチャート>

○いじめ	有	→	管理職へ報告 → 家庭連絡 ※疑いは、必ず報告
	無	→	日々観察、生活アンケート ※いじめの疑いは、必ず報告  ☆児童・保護者の訴えは事実の確認ができるまでは、あるものとして丁寧に 対応
○けが	有	→	首から上 →①管理職 → ①救急要請 →①家庭連絡 同時進行していく
	有	→	病院受診（学校で、保護者で） → 家庭連絡  保健室で対応 → 家庭連絡 軽微なものは、必要に応じて連絡帳または家庭連絡
	無	→	経過観察

☆ けがの有無にかかわらず、「いじめの疑いはないか？」という考えが大切 ☆

## 6 関係機関との連携

- いじめの事実を確認した場合は、水戸市教育委員会に報告と指導を仰ぎ、事案の内容により他の関係機関（弁護士、精神科医、警察署、児童相談所）にも報告する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、水戸警察署と連携して対処する。
- 重大事態発生時は、設置者（水戸市教育委員会）に報告し、事実関係の把握、対応等を委ねる。

## 7 学校の取組評価と検証

- 学校評価において、酒門小学校「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等）を評価項目に位置づける。
- いじめ防止基本方針について、国のいじめ防止対策推進法の施行状況を勘案して、見直しを検討する。